information
各種情報

110番通報の適切な利用の促進及び警察相談専用電話(＃9110)等の紹介について

～緊急通報は110番、相談電話は「＃9110」に！～

○110番は、緊急の事件・事故などを、いち早く警察へ通報するための緊急電話です。

○110番に出た警察官が、事件・事故の内容に基づいて必要な事項を質問します。慌てず落ち着いて正しく答えてください。

○携帯電話で110番する場合、車で移動しながらの通報や歩きながらの通報は通話が途切れることがありますので控えてください。また、車を運転しながらの通報は法令違反となる場合がありますので、車を安全な場所に停止して通報をしてください。

○メール110番は、耳や言葉の不自由な方が携帯電話のＥメール機能を利用して緊急通報するシステムです。通報するときには「事件・事故の内容」のほか、「住所や目標となる建物」「メールアドレス」を正しく入力してください。

緊急の対応を必要としない遺失物・拾得物の届出、諸手続に関する照会などは、最寄りの警察署、交番・駐在所の電話を、相談や警察業務に関する意見・要望は、短縮ダイヤル「＃9110」の警察相談専用電話をご利用ください。

◎問い合わせ先

留萌警察署　☎42－0110

警察相談電話　＃9110

除雪中の事故防止について

例年、屋根からの雪下ろし作業中の転落など、除雪中の死傷事故が多数発生しています。事故を未然に防ぐため、次のことに注意しましょう。

○屋根の雪下ろしをする時は、

- 複数人で行う
- 滑り止めや命綱をつける
- 屋根の下の通行人や子供に注意

○除雪機を使用する時は、

- 機械に巻き込まれにくい服装で
- 機械トラブル時にはエンジン停止
- 通行人や子供に注意

○その他の注意することは、

- 屋根の雪やつららの落下
- 体調が悪い時の除雪は控える
- 暴風雪警報や大雪警報が発表されたら外出を控える

◎問い合わせ先

道庁総務部危機対策局危機対策課

☎011－204－5008

平成29年度訓練生の追加募集

国立北海道障害者職業能力開発校では、休職中の障がい者の訓練生（訓練期間１年又は２年間）追加募集をしています。

◆願書受付期間

平成28年12月１日～平成29年１月20日

◆選考日

平成29年２月６日

詳しくは、当校又は最寄りの公共職業安定所までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

砂川市焼山60番地

☎　0125－52－2774

FAX　0125－52－9177

社会保障･税番号(マイナンバー)制度について

Ａ：マイナンバー（個人番号）の場合

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

税務署へご提出いただく所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の申告書については、平成29年１月から、マイナンバー(個人番号)の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

Ｂ：法人番号の場合

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

税務署へご提出いただく法人税・消費税及び地方消費税の申告書については、平成28年１月１月以後に開始する事業年度から、法人番号の記載が必要ですが、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

Ｃ：共通文案

国税に関する社会保障・税番号(マイナンバー)制度の詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp) のトップページにある「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をクリックして、ご覧ください。